

「雇用保険適用窓口」の受付時間変更のお知らせ

<令和2年1月から、8:30～16:00になります>

～便利な電子申請をご利用ください～

1 窓口来所の場合の受付時間変更

政府では、行政手続に掛かる事業者の皆さまの作業時間（行政手続コスト）を削減するため、電子申請の利用促進を図っています。電子申請の利便性の向上に向けたこれまでの取組や特定法人の電子申請義務化に向けた動きなどにより、電子申請率は着実に上昇しています。

この取組を加速するため、ハローワークにおいても、雇用保険適用窓口（※）の受付を**16時までとし、16時以降は電子申請による申請・届出の集中処理を行うこととしました。**

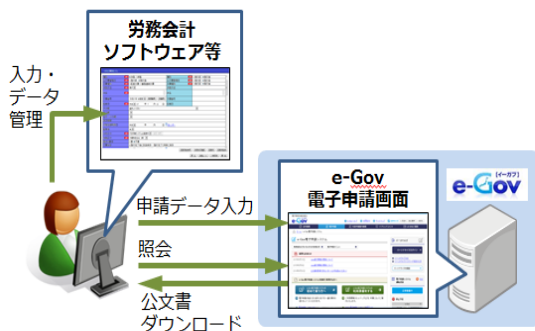
事業主などの皆さま、電子申請処理の迅速化のため、窓口受付時間の変更についてご理解いただきますようお願いいたします。また、この機会に、ぜひ便利な電子申請をご利用ください。

（※）事業主などが行う申請・届出（事業所・被保険者関係手続、雇用継続給付関係手続）が対象となります。

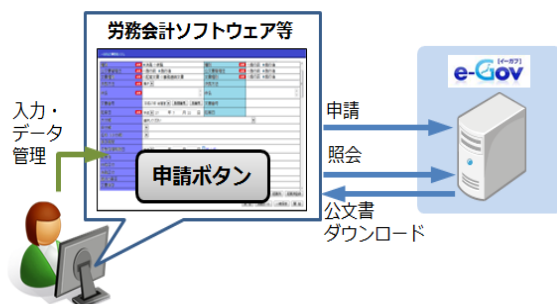
2 電子申請に対応したソフトウェアを活用すると簡単。

外部連携API対応のソフトウェアを用いることにより、申請データの作成から、申請、公文書取得までの全ての機能をソフトウェア上から行えるようになります。既存の電子申請では必要であったe-Gov電子申請のWebサイト上からの操作は不要となり、既存の電子申請方法と比較しても操作方法や進捗管理が簡便に行えるようになり、より効率的な申請・届出業務が行えるようになります。

既存の申請イメージ



APIを利用した申請イメージ



- ☞ 16時を過ぎてお持ちいただいた場合、当日処理を行わず、書類を預からせていただき、翌日処理とさせていただきますのでご了承ください。
- ☞ 郵送の場合、郵送に伴うチェック作業等のため、来所や電子申請による申請・届出より所要期間が長くなりますのでご了承ください。

◎ 詳細は、ハローワークまたは各都道府県労働局雇用保険電子申請事務センターにお問い合わせください。



雇用保険関係の届出・申請を行う事業主の皆様へ

電子申請のご利用をお勧めしています。

24時間
いつでも
申請可能!!

来所による届出・申請は、**16時まで**のご提出をお願いいたします。

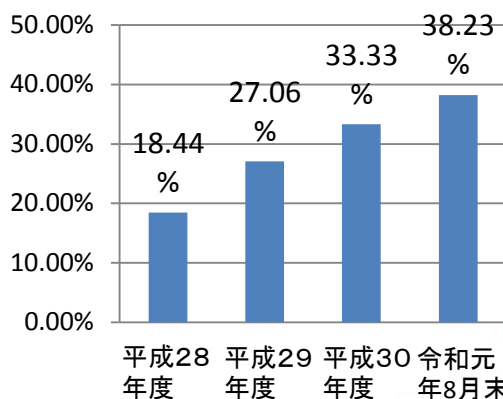
★ 電子申請のご利用が、年々増えています！

雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請に、**電子申請**を利用する事業主の方が増えています。

そのため、電子申請による届出に関連した手続き等を集中的に行うため、**雇用保険適用窓口の受付時間を16時まで**と変更させていただきます。

来所による届出・申請をされている事業主の皆様は、是非、**電子申請**の利用をご検討いただくとともに、適用窓口の受付時間変更についてご理解いただきますようお願いいたします。

資格取得届の電子申請利用率の推移



「電子申請」が便利です、是非ご利用ください。

◇ 電子申請なら、24時間、365日いつでも申請可能！

そのうえ、窓口での提出のような待ち時間がありません。（ただし、返戻には時間をいただくことがあります。特に年度当初の繁忙期には「資格喪失届（離職票あり）」を優先して返戻するため、その他の届出等の返戻には時間がかかることがあります。）

◇ 個人情報の持ち運びが不要！ 個人情報保護の観点から安全性が高まります。

◇ ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかからないため、**時間とコストをかけずに申請できます！**

電子申請は



イーガブで!!

＜e-Govについて＞ e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

▶ e-Govの操作方法等については、電子政府利用支援センターにお問合せください。

電話番号：050-3786-2225 / F A X：050-3786-2226

e-Gov お問合せフォーム：<https://www.e-gov.go.jp/contact/form/enquete.html>

＜参考マニュアル＞・オンライン申請ガイドブック <https://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>

・雇用保険手続マニュアル

<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

・e-Gov 電子申請講習会資料

<https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/seminar.html>

※電子申請を行うには「電子署名」が必要となりますが、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書でも利用が可能です。



都道府県労働局・ハローワーク